

資料 I

## 廃棄物減量等推進員について

## ○西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成13年1月21日

条例第127号

改正 平成19年3月30日条例第15号

平成21年3月31日条例第9号

平成22年3月31日条例第9号

令和4年6月21日条例第14号

## 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 市長の責務等(第3条—第8条)

第3章 市民の責務等(第9条—第13条)

第4章 事業者の責務等(第14条—第17条)

第5章 一般廃棄物処理等(第18条—第21条)

第6章 一般廃棄物処理手数料(第22条—第24条)

第7章 一般廃棄物処理業等(第25条—第34条)

第8章 地域の生活環境(第35条—第37条)

第9章 雜則(第38条—第40条)

## 附則

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及び減量のため、市長が行う施策への協力その他の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

## ○西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

平成13年1月21日  
規則第123号  
改正 平成19年9月28日規則第92号  
平成19年12月12日規則第99号  
平成20年7月24日規則第39号  
平成21年3月31日規則第6号  
平成22年3月12日規則第6号  
平成25年6月26日規則第39号  
平成25年8月30日規則第44号  
平成25年10月24日規則第50号  
平成26年9月30日規則第43号  
平成28年3月31日規則第25号  
令和7年6月27日規則第48号

## (廃棄物減量等推進員の活動)

第4条 条例第8条の規定により設置する廃棄物減量等推進員は、次に掲げる事項について西東京市(以下「市」という。)の施策に協力するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に係る地域住民への啓発に関する事項
- (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
- (3) 資源物(資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。)の資源化及び再利用の促進に関する事項
- (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項

2 廃棄物減量等推進員は、毎月前項に掲げる事項に係る活動状況を取りまとめ、廃棄物減量等推進員活動状況報告書(様式第1号)により、市長に報告しなければならない。

## (廃棄物減量等推進員の選出方法)

第5条 廃棄物減量等推進員は、次の各号に掲げる基準に従い、市民からの一般公募により選出するものとする。

- (1) 市内各町丁ごとに1人
- (2) 市長が指定する大規模集合住宅ごとに1人

2 廃棄物減量等推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (廃棄物減量等推進員会議)

第6条 市長は、一般廃棄物の適正処理及び減量に必要な廃棄物減量等推進員の相互の連絡調整、意見交換等を行うため、廃棄物減量等推進員会議を開催するものとする。

現在のページ [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [助成・集団回収](#) > 廃棄物減量等推進員の募集

## 廃棄物減量等推進員の募集

ページ番号 448-565-777 最終更新日 2025年7月7日

X ポスト

f シェア

印刷

大きな文字で印刷

市内各地域でごみの減量の啓発・資源化の促進、ごみの出し方や分別指導など、市の行う施策にご協力してくださる廃棄物減量等推進員を募集しています。

### 概要

### 対象

市内在住の方

### 任期

2年間

### 謝金

月額3,000円（ただし、所得税等は控除されます）

### 活動内容

- 担当地域の見回り
- 市民周知の協力
- 会議への参加
- 事業、イベント等への協力
- モニター等としての協力
- 研修会への参加
- 施設見学会への参加
- 市への報告（毎月の活動報告）

### 募集地域

下記連絡先まで直接お問い合わせください。

### 関係書類

[廃棄物減量等推進員申請書（ワード：14KB）](#)

[廃棄物減量等推進員活動状況報告書（DOCファイル：31KB）](#)

### お問い合わせ

このページは、[資源循環推進課](#)が担当しています。

エコプラザ西東京 〒202-0011 西東京市泉町三丁目12番35号

現在のページ [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [助成・集団回収](#) > 令和6年度廃棄物減量等推進員会議を実施しました。

## 令和6年度廃棄物減量等推進員会議を実施しました。

ページ番号 493-523-290 最終更新日 2025年7月7日

X ポスト

f シェア

印刷

大きな文字で印刷

### 令和6年11月21日（木曜日）、令和6年度廃棄物減量等推進員会議を開催しました。

当日は推進員12名の参加があり、3つのグループに分かれて「簡単にできる水切り」をテーマにグループ交流をしていただきました。

出席された皆さんには、実際に使用している「水切りグッズ」を持ってきていただくなど、活発な意見交換がなされました。

主なご意見としては

- 水切りネットを使用して捨てる前にひと絞りする。
- 自立式の水切り袋を使用する。
- 戸建て住宅で庭がある場合は庭に埋める。

といったものがありました。

最後に職員が自宅で実践している簡単にできる自作の生ごみ処理コンポストについて紹介し、終了しました。

西東京市では、廃棄物減量施策に共に取り組んでいただくパートナーとして、廃棄物減量等推進員を募集しています。

詳細は下記のリンクをご参照ください。

[廃棄物減量等推進員の募集はこちら](#)



グループ交流の様子



多くの方が利用している水切りネット



実際に使用している自立式水切り袋



簡単にできる生ごみ処理を職員が説明



簡単にできる生ごみ処理の説明の様子

### お問い合わせ

このページは、資源循環推進課が担当しています。

エコプラザ西東京 〒202-0011 西東京市泉町三丁目12番35号

電話：042-438-4043

ファクス：042-421-5410

[お問い合わせフォームを利用する](#)

## 廃棄物減量等推進員会議

### 推進員からの「水切り」に関する意見

- ・生ごみには水切りネットを使用する。(推進員からの意見多数)  
⇒ 捨てる時によくしほる。
- ・大きめのボールの中で野菜の皮をむき、乾燥させてからごみ袋に入れる。
- ・生ごみは極力シンクに落とさず、直接廃棄する。
- ・網の袋に入れて一晩つるし、乾燥させてから袋に入れる。
- ・ざる型の三角コーナーに生ごみを入れて乾かす。
- ・水切り袋を購入して水切りをしている。
- ・前日から一晩おいて水を切っている。
- ・魚の骨や回答を除く野菜くずは庭に埋めて土に戻す。その際、茶殻やコーヒーかすをその上にまき、におい消しにしている。